（書類の提出）

第十一条　法第百二条の三、第百二条の四若しくは第百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等の施工地、所在地又は第六条第四号の許可を行う港湾管理者である地方公共団体（港湾管理者が港湾法第四条第一項の規定による港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域若しくは同条第六号の許可を行う都道府県知事が管轄する区域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第九条に規定する協議会を組織することができる関係都道府県知事が管轄する区域を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。

別表第一号様式（第八条参照）

高層建築物等予定工事届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1	建築主住所氏名（注１）　電話
2	工事請負人住所氏名（注１、注４）　電話
3	工事下請人住所氏名（注１、注４）　電話
4	工事の種別
5	設置場所の位置（注５）
6	高層建築物等の最高部の高さ（注６）
7	高層部分の構造及び主要材料
8	工事着手予定年月日
9	工事完了予定年月日
10	その他参考となる事項（注３、注４）

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～３　略］

４　工事請負人住所氏名欄（工事下請人がいる場合は、工事下請人住所氏名欄を含む。）を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、工事請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類を添付すること。

［(1)～(6)　略］

（書類の提出）

第十一条　法第百二条の三、第百二条の四若しくは第百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等の施工地又は所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。

別表第一号様式（第八条参照）

高層建築物等予定工事届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1	建築主住所氏名（注１）　電話　番
2	工事請負人住所氏名（注１、注４）　電話　番
3	工事下請人住所氏名（注１、注４）　電話　番
4	工事の種別
5	敷地の位置（地名・地番）
6	高層建築物等の最高部の地表高及び海抜高
7	高層部分の構造及び主要材料
8	工事着手予定年月日
9	工事完了予定年月日
10	その他参考となる事項（注３、注４）

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～３　同左］

４　［同左］

［(1)～(6)　同左］